

佐賀県規則第6号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(徴税吏員及び検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の徴税吏員を、法の定めるところにより県税に関する犯則事件の調査、報告及び告発を行う<u>徴税吏員</u>（以下「<u>検税吏員</u>」という。）に指定する。</p> <p>3 <u>前項の規定により検税吏員に指定された者のうち、総務部税政課に勤務する者は国税犯則取締法（明治33年法律第67号）に規定する国税局の収税官吏の職務を行うものとし、県税事務所に勤務する者は同法に規定する税務署の収税官吏の職務を行うものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>様式第10号</p> <table border="1" data-bbox="226 938 1099 979"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注 この申請書は、<u>納期限前7日</u>までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出してください。</p> <p>様式第14号その2</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この税金の口座振替を停止されるときは、御指定の金融機関又は所管県税事務所にお申し出ください。 なお、所管県税事務所への申出は、<u>納期限（振替日）の7日前</u>までをお願いします。</p>	略	<p>(徴税吏員及び検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前項の徴税吏員を、法の定めるところにより県税に関する犯則事件の調査、報告及び告発を行う<u>法第22条の3第1項の当該徴税吏員</u>（以下「<u>検税吏員</u>」という。）に指定する。</p> <p>3 略</p> <p>様式第10号</p> <table border="1" data-bbox="1153 938 2027 979"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注 この申請書は、<u>納期限</u>までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出してください。</p> <p>様式第14号その2</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この税金の口座振替を停止されるときは、御指定の金融機関又は所管県税事務所にお申し出ください。 なお、所管県税事務所への申出は、<u>納期限（振替日）</u>までをお願いします。</p>	略
略			
略			

改正前

改正後

3・4 略
様式第24号
略

3・4 略
様式第24号
略

略			
特例適用住宅の着工(予定)又は完成予定年月日	着工(予定)年月日 完成予定年月日	・ ・	住宅の種類
耐震基準適合既存住宅等の取得予定年月日	取得予定年月日	・ ・	住宅の面積
			条例第61条の申告
			有・無

略			
取得(予定)の住宅			
種類	専用住宅 併用住宅 共同住宅 その他()	特例適用住宅の新築	着工(予定)年月日 完成予定年月日
		耐震基準適合既存住宅等	取得予定年月日
面積		耐震基準不適合既存住宅の取得	取得(予定)年月日 適合予定年月日

略			
課税番号	課税標準額	税額	期間
—	—	— 円	自 年 月 日 至 年 月 日

略			
課税番号	課税標準額	税額	期間
—	— 円	— 円	自 年 月 日 至 年 月 日

略
様式第42号その2
略

略
様式第42号その2
略

略

略

略

略

改正前	改正後
<p>注 略</p> <p>1 提出期限</p> <p>(1) 普通徴収によって納付する自動車税は、納期限前7日 まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この税金の口座振替を停止されるときは、御指定の金融機 関又は所管県税事務所にお申し出ください。 なお、所管県税事務所への申出は、納期限（振替日）の7 日前までをお願いします。</p> <p>略</p> <p>3・4 略</p>	<p>注 略</p> <p>1 提出期限</p> <p>(1) 普通徴収によって納付する自動車税は、納期限まで</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この税金の口座振替を停止されるときは、御指定の金融機 関又は所管県税事務所にお申し出ください。 なお、所管県税事務所への申出は、納期限（振替日）まで をお願いします。</p> <p>略</p> <p>3・4 略</p>

様式第101号その2を次のように改める。

県税		納付 (納入) 書										公
口座番号			加入者				県税事務所					
システム	納	納 番								税目		
010	0											
枝 番	実 績			課 区	処 理 日							
市 郡 町 村 様分												

県税		領 収 済 通 知 書										公
口座番号			加入者				県税事務所					
システム	納	納 番								税目		
010	0											
枝 番	実 績			課 区	処 理 日							
市 郡 町 村 様分												

県税		領 収 証 書										公
口座番号			加入者				県税事務所					
システム	納	納 番								税目		
010	0											
枝 番	実 績			課 区	処 理 日							
市 郡 町 村 様												

税目名	課税区分	課 税 年 度				事 務 所	
22 法人県民税	整理区分	年度					
24 個人事業税							
25 法人事業税	税 額		百万	千	円		
26 不動産取得税	延滞金	/					
30 自動車税	3過少申告	コード					
31 鉱 区 税	4不申告	/					
52 軽油引取税	重加算金	/					
	計						

税目名	課税区分	課 税 年 度				事 務 所	
22 法人県民税	整理区分	年度					
24 個人事業税							
25 法人事業税	税 額		百万	千	円		
26 不動産取得税	延滞金	/					
30 自動車税	3過少申告	コード					
31 鉱 区 税	4不申告	/					
52 軽油引取税	重加算金	/					
	計						

税目名	課税区分	課 税 年 度				事 務 所	
22 法人県民税	整理区分	年度					
24 個人事業税							
25 法人事業税	税 額		百万	千	円		
26 不動産取得税	延滞金	/					
30 自動車税	3過少申告	コード					
31 鉱 区 税	4不申告	/					
52 軽油引取税	重加算金	/					
	計						

納付(納入)期限	年 月 日	管 轄 事務所	県税事務所
領 収 日 付 印 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>			
(金融機関保管)			

納付(納入)期限	年 月 日	管 轄 事務所	県税事務所
上記のとおり領収しましたので通知します。 佐賀県会計管理者様 取りまとめ店 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div>			
(県 保 管)			

納付(納入)期限	年 月 日	管 轄 事務所	県税事務所
上記の金額を領収しました。 (裏面もご覧ください。) 領 収 日 付 印 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>			
(納 税 者 保 管)			

1. 納付(納入)場所
(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの
(2) 収納代理金融機関のうち九州内(沖縄県を除く。)の全店舗で納付可能なもの
(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの
2. 記入上の注意
(1) 記入にあたっては、黒のボールペンを用いて、丁寧に記入してください。
(2) 納付(納入)金は、該当欄に記入してください。
(3) 過少申告加算金又は不申告加算金を納付する場合には、該当部分に○印を付け、コード欄に3又は4を記入してください。
(4) 「計」欄には、それぞれの納付(納入)金の合計額を記入してください。
(5) 税目欄にない税目を納付(納入)される場合には、下記の県税事務所に連絡のうえ納税してください。
(6) 次の記入項目には、該当内容を記入してください。

記入項目名	記 入 内 容
納 番	督促状等の整理番号 の下7桁を記入
税 目	納付する税目の該当コードを記入
枝 番	督促状等の整理番号 を記入
実 績	督促状等の整理番号 を記入
課 区	督促状等の整理番号 を記入
処理日	督促状等の整理番号 を記入
整理区分	自動車税を納付の場合には、登録番号を記入
課税年度	督促状等の課税年度を記入

* 不明な点については、下記の県税事務所にお問い合わせください。

様式第 107 号を次のように改める。

県税事務所長 様

納税者（証明書が必要な方）

住所（法人にあっては、所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名）	印
電話番号	

注1 本人が来所して請求する場合は、氏名を自署することにより押印を省略できます。 注2 法人が請求する場合は、代表者印を押印してください。 注3 代理人が請求する場合は、委任欄に本人の印を押印し、代理人の住所及び氏名を記入してください。	委任欄	代理人
	私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。 印	住所

下記の目的に使用するため、納税証明書の交付を請求します。

1 証明請求事項（必要とする欄に、それぞれ内容と請求枚数を記入してください。）

法人県民税	事業年度の期間（ ）	枚
法人事業税	事業年度の期間（ ）	枚
個人事業税	所得年（ ）	枚
自動車税	登録番号（ ）課税年度（ ）	枚
（ ）税		枚
未納の税額がない旨の証明	1 全税目	枚
	2 特定税目（ ）	枚
その他	1 課税がない旨の証明	枚
	2 過去 年間、滞納処分を受けたことがない旨の証明	
	3 （ ）	
計		枚

2 証明書の使用目的及び提出先

使用目的		提出先	
------	--	-----	--

以下の欄には記入しないでください。

本人確認欄 本人 代理人

運転免許証	写真付き公的証明書()	領収年月日	年 月 日
健康保険証	その他()	領収証書番号	
識別番号等		証明書番号	

記載していただいた個人情報、県税の賦課徴収の目的以外には利用しません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、様式第10号、様式第14号その2、様式第42号その2及び様式第54号その3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。